

令和3年第5回臨時会

大江町議会会議録

令和3年 11月30日 開会

令和3年 11月30日 閉会

大江町議会

令和3年第5回大江町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (11月30日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○本会議に職務のため出席した者	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定	6
○議第78号及び議第79号の一括上程、説明	6
○議第78号の説明、質疑、討論、採決	7
○議第79号の説明、質疑、討論、採決	9
○閉会の宣告	10
○署名議員	11

大江町告示第51号

令和3年第5回大江町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年11月26日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和3年11月30日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

3 附議事件

- ・大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

不応招議員（なし）

令和3年第5回大江町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年11月30日(火)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第 4 議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君
11番	菊地勝秀君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 皆さん、おはようございます。

本日の議会は、新型コロナウイルス感染症対策として全員マスク着用での議会となりますが、ご協力よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和3年第5回大江町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（菊地勝秀君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地勝秀君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地勝秀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、大江町議会会議規則第126条の規定により、

1番 橋本彩子さん

10番 土田勵一君

を指名します。

◎会期決定

○議長（菊地勝秀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、さきの議会運営委員会での協議に基づき、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

お諮りします。

議案書が事前に配付されているものについては、審議の際の議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

よって、事前に配付されている議案の朗読は省略いたします。

◎議第78号及び議第79号の一括上程、説明

○議長（菊地勝秀君） 日程第3、議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第4、議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案は関連していることから、提案理由の説明を一括して行うこととし、議案の詳細説明及び審議は1議案ずつ行うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 異議なしと認めます。

それでは、議第78号及び議第79号について、提案理由の説明を求めます。

松田町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

それでは、議第78号と議第79号の条例の一部改正議案2件につきまして、関連があります

ので一括してご説明を申し上げます。

初めに、議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の人事院勧告、そして山形県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の期末手当の支給割合などを改正するものであります。

議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、一般職の職員の改正を踏まえ、特別職に属する者の期末手当についても支給割合を改正するものであります。

なお、本町の取扱いについては、以前から県準拠という基本的な考え方に基づいて行っております。これに併せ、同様に改正を行うものであります。

また、この条例改正により生ずる減額分については、3月定例議会での補正予算で最終的に調整をさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、概要を申し上げましたが、詳細は担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

◎議第78号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

お手元に資料1-1と資料1-2の新旧対照表を配付しておりますが、これは同じ条文が施行日を変えて2段階で改正されるため、資料を2つに分けたものであります。資料1-1は公布の日から施行される第1条の改正であり、資料1-2は令和4年4月1日から施行される第2条の改正となります。

資料1-1をご覧ください。

令和3年の人事院勧告及び山形県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の期末手当の支給割合を「100分の125」から「100分の115」に0.1月分引き下げ、12月支給分を1.25月分から1.15月分とするものであります。これにより、期末手当と勤勉手当の年間総支給月数は、

現行の4.35月分から4.25月分に引下げとなります。

また、再任用職員の期末手当の支給割合を「100分の70」から「100分の65」に0.05月分引き下げ、12月支給分を0.7月分から0.65月分とするものであります。

加えて、条例の附則で規定している職員の特殊勤務手当の特例の部分について、いわゆる感染症法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザ等感染症として法的に位置づけられました。これにより、従来の適用条文がなくなったことから、新型コロナウイルス感染症に係る部分について改正をするものであります。

次に、資料1－2をご覧ください。

こちらは、令和4年4月1日からの改正になります。一般職の職員の期末手当の支給割合を「100分の115」から「100分の120」に改正するもので、年間の総支給月数はそのまま、6月と12月の支給割合を同率にするため調整するものです。

再任用職員の期末手当の支給割合についても、「100分の65」から「100分の67.5」に改正し、年間の総支給月数はそのまま、6月と12月の支給割合を同率にするため調整するものであります。

なお、この条例改正に伴う影響額は、総額でマイナス374万円ほどと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第78号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第78号 大江町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第79号の説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地勝秀君） 議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当課長の詳細説明を求めます。

五十嵐総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

お手元に資料2-1と資料2-2の新旧対照表を配付しておりますが、この議案につきましても同じ条文が施行日を変えて2段階で改正されるため、資料を2つに分けたものであります。

資料2-1は、公布の日から施行される第1条の改正であり、資料2の2は令和4年4月1日から施行される第2条の改正となります。

資料2-1をご覧ください。

第2条は常勤特別職の給与について、第5条の2は議員の給与についての規定であります。それぞれ年間の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げ、支給割合を「100分の160」から「100分の155」に改正するものです。

なお、特別職につきましては勤勉手当がないため、給与月額に100分の40の割合を乗じて得た額が加算され、期末手当が算定されますが、年間総支給月数は現行の4.48月分から4.41月分に引下げとなります。

次に、資料2-2をご覧ください。

こちらは、令和4年4月1日からの改正になります。議第78号と同様に、期末手当の支給割合を「100分の155」から「100分の157.5」に改正するもので、年間の総支給月数はそのまま、6月と12月の支給割合を同率にするため調整するものであります。

なお、この条例改正に伴う影響額は、総額でマイナス34万円ほどと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（菊地勝秀君） 議第79号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地勝秀君） 討論なしと認め、採決します。

議第79号 大江町特別職に属する者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（菊地勝秀君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地勝秀君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって令和3年第5回大江町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年1月27日

議 長 菊 地 勝 秀

署 名 議 員 土 田 勵 一

署 名 議 員 橋 本 彩 子